

株式会社安心ネットワーク

介護職員初任者研修課程講座

学 則

(研修の目的)

第1条 高齢化が進む社会の中で介護職員に対するニーズは多様化・高度化が求められており、その需要に応えるため、また今後の介護福祉士資格取得への一助となるように、単なる業務知識のみならず人間性豊かな介護職員の育成を目的とする。

(研修事業の名称)

第2条 本講座は「株式会社安心ネットワーク介護職員初任者研修課程講座」と称する。(以下「本講座」という)。

(研修の要旨)

第3条 本講座は次のとおりとする。

研 修 課 程	介護職員初任者研修課程
所 在 地	奈良県北葛城郡広陵町馬見南四丁目1番19号 株式会社安心ネットワーク 教育事業部
連 絡 先	0745-54-6110
研 修 形 態	通学
修 業 年 限	8ヶ月
研 修 期 間	3ヶ月(予備日は除く)
開 講 時 期	毎年9月～11月
開 講 日	毎週2～3回(祝祭日休み) (実習、補講の曜日・時間はこの限りではない。)
講座開催場所	奈良県北葛城郡広陵町馬見南四丁目1番19号 有料老人ホーム エリシオン真美ヶ丘
定 員	20人(1期につき)
受 講 料	別紙募集要項に準ずる
受 講 資 格	介護の知識と実践を学ぶ意欲と体力があり、講座内容を十分理解できる日本語能力を備える者。また、本講座に継続して通学可能であること、心身ともに健康であることなど、本講座が受講を認めた者。

(募集要項)

第4条 本講座の募集は次のとおり行うものとする。

- (1) 募集時期 開講の1ヶ月前から募集し、開講日前日に締め切る。但し、応募が定員に達した時点で自動的に締め切るものとし、キャンセルが発生した場合、随時追加募集を行うものとする。
- (2) 受講受付規定 電話での受付受理は原則行わない。所定の申込書と必要書類の提出(FAX可)をもって仮申し込みとし、受講料の納入をもって正式申し込みとして受理する。なお、申し込み時期の前後によって定員を超えた時は受理を断る場合がある。
開講日当日までに受講料納入の確認が取れない時や、開講日当日に受講者の本人確認が取れない時には、本講座の受講を断る場合がある。
- (3) 受講料納入規定 期日までに指定口座に受講料等を納入する。原則現金は取り扱わない。
- (4) 受講料返還規定 所定の書式の提出をもって受講者希望の銀行口座に振込み返還する。返金にかかる振込手数料は受講者本人の負担とする。
- (5) キャンセル規定 以下の通り定める。
 - ・ 指定の期日までに授業料の納入がない場合、自動的にキャンセル扱いとする。
 - ・ 開講日当日に受講料納入の確認が取れない場合、キャンセル扱いとする。
 - ・ 受講料納入後、開講日まで1週間以上前の営業時間内にキャンセルする場合、第4条(4)の通り受講料を返金する。
 - ・ 受講料納入後、開講日まで1週間以内、もしくはその前日の営業時間内にキャンセルする場合、教材等、受講生が本来自己負担する費用を除き、第4条(4)に従い授業料を返還する。
 - ・ 開講日当日以降のキャンセルは、いかなる理由があろうと受講料の返還を行わない。

(カリキュラム)

第5条 本講座のカリキュラムは、奈良県指定の「介護職員初任者研修課程事業者指定要綱 別紙1 介護職員初任者研修 カリキュラム」に記載されたとおりとする。

(講座欠席者等の扱い)

第7条 理由の如何に関わらず、研修開始から15分以上遅刻した場合は

欠席とする。同様に、担当講師の許可なく研修終了10分以上前に退出する場合も欠席とみなす。また同一單元において、前後合計で15分以上の遅刻、早退があった者については欠席とする。

なお受講を欠く時間が15分に満たない場合は、速やかに「遅刻・早退届」を提出する。

(2) やむを得ない理由で遅刻・早退・欠席する場合は、事前連絡のうえ、第7条(1)の規定にのっとり、速やかに「遅刻・早退届」、「欠席届」を提出すること。指定の期日までに届け出がない場合無断欠席とみなし、原則補講の受講を認めない。

(3) 事前連絡なく遅刻・早退・欠席した場合も原則無断欠席とみなし補講の受講を認めない。

(4) やむを得ない理由により長期間欠席する場合、本講座の運営責任者の承認により、全130時間のうちおよそ2割以内で欠席を認める。

(補講の取扱い)

第8条 やむを得ない事由により受講者が講義科目を欠席した場合、当該教科につき可能な限り、同一内容の授業を別日に設け補講を実施する。レポート提出による補講は実施しない。補講にかかる受講料は1教科3,000円と定め、以下の条件を満たす者に限る。

- ・ 欠席がカリキュラム全130時間のうちおよそ2割以内であること。
 - ・ 欠席した科目以外の習得が十分であると認められ、所定講座の受講が引き続き可能であると評価責任者が判断した者。
 - ・ 研修の修了期限8ヶ月以内に補講の実施および受講が可能であること。
 - ・ 補講の受講を本講座の運営責任者が認めた者。
- (2) 本講座で実施する補講の受講が困難であるときは、知事が指定する他の事業者が実施する他研修の同一内容の授業の受講をもって認める。但し、奈良県の定める補講証明書(要綱第20号様式)を提出しなければならない。
- (3) 知識・技術の習得が不十分である場合や修了認定試験不合格の場合、開講より8ヶ月以内を期限として可能な限り補講を実施する。補講にかかる受講料は1回あたり3,000円とする。

(使用テキスト)

第9条 本講座において使用するテキストは、募集要項に準ずるものとする。

(修了認定)

第10条 修了認定は以下の方法により行う。

(1) 修了評価者

以下の評価手順および修了認定責任者として修了評価者を定める。
選任した修了評価者は本講座ホームページの記載どおりとする。

(2) 出欠の確認方法

各教科の開始前に受講生本人が押印または署名で行い、担当講師が確認を行う。

(3) 成績の評定及び修了の認定方法（修了認定試験）

第5条に定めるカリキュラムをすべて履修し、「9. ころとからだのしくみと生活支援技術」において知識・技術等の習得が基準に達していると評価され、筆記試験において以下の結果基準を満たした者を修了者として認める。

A : 90 点以上	「9. ころとからだのしくみと生活支援技術」において評価基準を満たしていることを前提に、A・B・C・Dの4区分で評価し、C以上の評価を得た受講者を修了認定する。
B : 80～89 点	
C : 70～79 点	
D : 70 点未満	

(4) 再試験

第10条(3)の修了認定試験において不合格となった者は、その理解度に応じてしかるべき時間数の補講を受講し、再試験に臨める水準に達したとの評価を得たのち再試験を受けることができるものとする。

なお、本講座にて補講を受講した場合、再試験は無料で受験できるものとする。

(5) 修了証明書

修了が認定された者については、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第11条 本講座修了者については以下の方法により管理する。

- (1) 修了者は修了者名簿に氏名等を記載し、本講座より奈良県知事に報告する。また、修了者は奈良県の管理する修了者台帳に記載される。
- (2) 修了証明書の再発行、書き換え再交付は、本講座指定書式の提出と必要に応じた公的証明書の提示によりこれを行う。これに伴う料金は、一枚につき600円（携帯用も同額）を修了者が事前に支払うものとする。
- (3) 修了証明書の再発行および書き換え再交付は原則修了者本人が窓口にて申し込み、受け取りを行うものとする。転居ややむを得ない事由により来訪が困難である場合、例外的に代理人や郵送での対応を行うものとする。その際に発生する必要経費等は修了者が負担するものとする。

(退学規定)

第12条 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。

- (2) 受講者が本講座の定める諸規定を守らず、また受講生の本分にもとる

次の行為があったときは、退学を命ずることがある。

- ① 学習意欲が著しく低く、性行不良で改善の見込みがないとき。
- ② 修了期限8ヶ月以内に130時間の履修が不可能な者。
- ③ 修了期限8ヶ月以内に修了認定基準に達する見込みのない者。
- ④ 正当な理由なく出席が常ではない者。または無断欠席を繰り返す者。
- ⑤ 全130時間のうち2割以上欠席したとき。
- ⑥ 秩序を乱し、正常な講座運営の妨げとなる行為を行う者。
- ⑦ 開講日以降授業料の納入が確認できない者。

(講師)

第13条 本講座を担当する講師は、奈良県が指定する「第4様式 講師履書」に記載されたとおりとする。

(実習施設)

第14条 本講座における実習施設は、奈良県が指定する「第5号様式 実習施設利用計画書」に記載されたとおりとする。

(個人情報保護)

第15条 研修運営上知り得た受講者に係る個人情報は、当社個人情報管理の基本方針に従い厳重に管理し、使用にあたっては適切な取扱いを徹底する。その秘密保持については、十分注意を図る。

(受講料・実習費等)

第16条 研修受講に際して必要な費用負担は次のとおりとする。

- (1) 受講料・・・・・・・・・・・・・・・・別紙募集要項に記載
- (2) テキスト代・・・・・・・・・・・・・・・・別紙募集要項に記載
- (3) 介護労働講習等損害保険料・・・・・・・・実費
- (4) 交通費・健康診断・検便等・・・・・・・・自己負担(実費)

※ 第4条(4)の通り、いかなる理由があっても開講日以後の返金は不可。

(情報の開示方法)

第17条 奈良県指定の「介護職員初任者研修課程 事業者指定要綱 別紙4 研修期間が公表すべき情報の内訳」に基づき、下記ホームページ上において情報を開示する。

株式会社 安心ネットワーク

「会社概要」ページ

<http://anshin-nw.elysion-gr.com/about/profile.html>

「介護職員養成講座事業」ページ

<http://anshin-nw.elysion-gr.com/services/caregiver.html>

(その他)

第18条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要と認められる場合は、当社がこれを定める。

附 則

第1条 この学則は平成25年7月1日から施行する。

第2条 研修受講に関する連絡先

奈良県広陵町馬見南四丁目1番19号

株式会社安心ネットワーク 教育事業部 担当 光延 佐知子

電話 0745-54-6110